

磐田市Uターン促進奨学金返済支援補助金交付要綱

平成30年3月22日告示第76号

(趣旨)

第1条 市長は、Uターンを促進することにより定住人口の増加を図るため、高等学校卒業後に大学の進学のために県外に転出し、大学卒業後に磐田市に転入した者に対し、在学中に借り入れた奨学金等（以下「奨学金」という。）の返済の一部について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、磐田市補助金等交付規則（平成17年磐田市規則第28号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、「大学」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学をいう。ただし、大学院、短期大学、専修学校及び高等専門学校を除くものとする。

(補助対象となる奨学金)

第3条 補助金の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本学生支援機構第一種奨学金
- (2) 日本学生支援機構第二種奨学金
- (3) その他市長が認める奨学金

(補助金の受給要件)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 高等学校卒業時に市内に居住していた者で、大学の進学のために県外に転出したもの
- (2) 前号の転出後に磐田市内に転入した者で、次条の規定による補助金の算定対象期間に本市に住民登録があり、現に居住及び就労しているもの
- (3) 大学の在学中に、前条に掲げる奨学金の貸与を受け、卒業後にその返済を行っている者
- (4) 補助金の交付を申請しようとする年度の前年度以前に就労し、奨学金の返済を開始した者
- (5) 初回の補助金の交付申請年度の年度末において満30歳以下の者
- (6) 市税等を滞納していない者
- (7) 奨学金の返済に対する助成を他から受けていない者

(補助金の算定対象期間及び交付対象経費)

第5条 補助金の算定対象期間は、補助金の交付を申請する年度の前年度の1年間とし、交付対象経費は、当該期間のうち、本市に住民登録をした後の就労期間中に返済した元金相当分の額とする。ただし、繰上げ返済分及び滞納繰越分は、補助金の交付対象経費には含まない。

(補助金の交付額及び期間)

第6条 補助金の交付額は、交付対象経費の2分の1以内の額とし、12万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付を受けることができる期間は、就労を開始した日の属する年度の翌年度から5年間とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、公簿等によって確認することができるときは、添付書類を省略できるものとする。

- (1) 高等学校卒業時の住所を確認することができる書類
- (2) 大学在学時の住所を確認することができる書類
- (3) 現住所を確認することができる書類
- (4) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を確認することができる書類
- (5) 算定対象期間の奨学金の返済額を確認することができる書類
- (6) 奨学金の全体の返済計画を確認することができる書類
- (7) 大学の卒業を確認することができる書類
- (8) 市税完納証明書
- (9) 事業所等から交付される労働条件通知書、就労証明書（様式第2号）又は就労を開始したことを確認することができる書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付決定通知書（様式第3号）又は理由を付した不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 交付請求書の提出期限は、交付決定通知書を受領した日から起算して7日を経過した日までとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、申請書等の虚偽の記載その他不正行為により補助金の交付を受けた者があるときは、その者から交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月15日告示第254号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年3月17日告示第36号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。